

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ ⑪

協約改訂交渉集約!

本部は本日15時、2014年度基本協約・協定改訂交渉を集約し、会社に妥結を通告しました。今年度の基本協約・協定改訂交渉は、①労使関係、②一方的休日出勤の解消、年休完全取得、出向社員の労働条件の改善、③新人事・賃金制度、諸手当改善、④60歳以降（専任社員）の雇用・労働条件の改善を柱とした要求を掲げ、9回にわたる団体交渉を重ねてきました。

本部は組合員の切実な要求を勝ち取るべく、粘り強く議論を進めましたが、会社は要求項目に対して「そのような考えはない」「協約を変える考えはない」という回答を繰り返すばかりで、あまりにも不誠実な態度に終始しました。

9月16日に会社が示した最終回答では、介護休職の取得条件の変更と介護休暇および看護休暇の取得条件の変更について、僅かながらも要求の前進を勝ち取ったといえますが、私たちの要求の柱からすれば何一つ解決されたものではなく、まったく不十分な回答と言わざるを得ませんでした。

以上のことから、一方的な休日出勤解消、年休完全取得、新人事・賃金制度改善、専任V撤廃・高齢者が安心して働ける勤務形態の導入などについて再申し入れを行い、これに基づく団体交渉を24日に開催しましたが、本部は全ての項目で会社との対立を確認すると共に不満を表明し持ち帰り検討としましたが、これ以上の前進を勝ち取ることは困難と判断し、今次交渉について集約することとしました。

しかし、妥結したからといって現状を肯定したわけではありません。今次交渉で強引・傲慢な姿勢をとり続けた会社を許さず、組合員が安全・安心・健康・ゆとりをもって働ける環境をつくり出すために、本部はその最先頭でさらに奮闘します。

これまでの交渉にあたり、ご支援いただいた組合員、他労組組合員の皆さんに感謝申し上げます。

要求に応えず強引・傲慢な姿勢をとる会社を許さず
安全・安心・健康・ゆとりのある職場をつくり出そう!